

## 特別養護老人ホーム「サザン小川」入居申込みについて

入居の決定は、申込み順ではありませんのでご注意ください。

また、入居のお申込みはご本人の意思に基づいて行ってくださいますようお願い致します。

### 1. 入居対象者

- ・介護保険で要介護3以上の認定を受け、居宅において介護を受けることが困難な方。
- ・介護保険で要介護1または2の認定を受けている方で、国が示す特列入所要件に適合すると市町村が認めた方。

### 2. 入居申込み方法

【要介護3以上の方】

#### (1) 提出書類

- ①入居申込書〈本人（家族）又は介護支援専門員（相談員等記入）
- ②入居情報提供票〈本人（家族）又は介護支援専門員（相談員等）記入〉
- ③介護保険被保険者証の写し
- ④3ヶ月以内に在宅サービスを利用されている方は、直近のサービス利用料の写し

(2) 担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）がおられる場合は、記入の協力をお願いして下さい。入所（入院）中の方は、その施設の相談員等に記入の協力をお願いして下さい。

(3) お申込みは郵送又は持参でお願いします。書類確認後、受付をさせていただきます。（ご持参の場合は、担当者が不在となることがありますので、ご一報下さい）

(4) お申込み後、当施設への入居の必要性がなくなったとき、又は、申込みの内容に変更が生じた場合は、必ずその旨をご連絡お願い致します。

【要介護1または2の方（特列入所）】

(1) 上記と同様の手続きの他、入所申込書「別紙」の添付が必要になります。

### 3. 入居の決定等

(1) 申込みの受付後、個別に連絡を取り、ご本人又はご家族の方等と面接をさせていただきます。

(2) 当施設において、合議制の入居等検討委員会を設置し、ご本人の身体や認知症状の程度、介護者・家族等の状況、在宅介護の状況などから、入居の必要性を総合的に判断し、入居者の決定を行います。

(3) 入居が決定された方には、入居に向けての意思・具体的条件の確認（重要事項説明・契約・ご準備いただく物等）をさせていただきます。

- (4) 入居される時期については、ご本人やご家族の方と相談させていただき決定します。
- (5) 特例入所の場合には、施設内での入居等検討委員会開催前に、市町村にも意見を求め決定します。

#### 4. 個人情報保護に関する考え方

- (1) 入居申込み者（ご本人）及びご家族のプライバシーに関する情報は、個人情報保護法の規定並びに社会福祉法人等関係法令に定める職員の守秘義務の規定に従い厳守致します。
- (2) 入居申込み者（ご本人）の介護及び支援に関する個人情報は、いつでもご本人・ご家族の求めに応じて開示・訂正・削除致します。
- (3) 入居申込み者（ご本人）の利用中、入居中にかかわらず、また利用中止、退所後につきましても個人情報の保持・管理及び守秘義務を守ります。
- (4) 個人情報の書類等については、法定保存期間は厳重に管理し、保存期間を過ぎたものについては、施設管理者立会いのもとに裁断、焼却処分またはデータ破壊処分を行います。

\*ショートステイやデイサービスをご利用の方は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。

その他詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

#### 〈問い合わせ先〉

社会福祉法人 崇山会 特別養護老人ホームサザン小川  
〒377-0424

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 714-1

Tel 0279-75-7890

Fax 0279-75-7891

担当： 生活相談員 （受付 月～金 8：30～17：30）